

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加)に係る面談
2. 日時：令和5年3月23日(木)15時00分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、新井安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名(テレビ会議システムによる出席)
廃炉・安全品質室 担当3名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から、実施計画の変更認可申請(使用済燃料乾式キャスクの基数変更及び収納可能燃料の追加)について、資料に基づき、主に以下の説明があった。

- 輸送貯蔵兼用キャスクの基数及び収納可能な燃料タイプの追加に係る実施計画変更申請について(補足説明)
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項(以下「講ずべき事項」という。)」 該当項目の整理

原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。

(全体)

- 本件に関して、共用プールにある燃料の搬出、移送、仮保管等の全体工程や具体的な作業内容等について、講ずべき事項 . 全体工程とリスク評価の項目に係るまとめ資料として示すこと。
- まとめ資料は、講ずべき事項に定める要求項目に対して、実施計画変更認可申請書の内容、面談等で説明に用いた資料及び技術的な根拠資料等の本申請に関する情報を包括的に記載する形で作成すること。
- 本件については、製造工程等の関係から当該キャスクに係る部分のみを分離、先行して申請することであったが、キャスク製造に影響がなく分割する必要性がないのであれば、別途申請を予定している当該キャスクの仮保管設備の拡張に係る実施計画変更案件との関係を改めて整理して説明すること。

(講ずべき事項の該当項目の整理)

- 講ずべき措置 .5.燃料取り出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理についても、まとめ資料の作成対象項目とすること、また上記の整理を踏まえつつ、外部人為事象等の別途申請予定の仮保管設備の拡張に係る変更の範囲となる項目については、その旨をまとめ資料作成対象の有無の理由として記載すること。

- 実用発電用原子炉施設の審査で参照している「原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイドの制定について（平成31年3月13日制定）」に規定する項目のうち、本申請で参照可能な項目の取扱について説明すること。

（基本仕様、安全機能等）

- 収納可能燃料の冷却期間について、燃焼度がある程度低いのに対して冷却期間を長期間としている理由について説明すること。
- 除熱機能の補足説明のうち、東京電力福島第一原子力発電所における保管姿勢及び保管状況を踏まえた解析結果については、キャスク自体の基本的安全機能に係る内容であり、型式証明申請書時の解析から変更した解析条件等の詳細を含めて改めて説明するとともに、申請内容として追加すること。
- 構造強度評価等で想定した評価条件と、当該キャスク運搬時の状態（輸送荷姿等）が整合することについて説明すること。

東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画変更認可申請書
- 輸送貯蔵兼用キャスクの基数及び収納可能な燃料タイプの追加に係る実施計画変更申請について（補足説明資料）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』 該当項目の整理表
- 措置を講ずべき事項（まとめ資料）

以上